

むつ市議会第249回定例会会議録 第1号

議事日程 第1号

令和3年9月28日（火曜日）午前10時開会・開議

◎諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告

【議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第4 議案第55号 令和3年度むつ市一般会計補正予算

【議案一括上程、提案理由説明】

- 第5 議案第56号 むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例
- 第6 議案第57号 むつ市犯罪被害者等支援条例
- 第7 議案第58号 特別災害による被害者に対する介護保険料減免の特別措置に関する条例
- 第8 議案第59号 むつ市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第60号 むつ市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第61号 むつ市過疎地域持続的発展計画について
- 第11 議案第62号 令和3年度むつ市一般会計補正予算
- 第12 議案第63号 令和3年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第13 議案第64号 令和2年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第14 議案第65号 令和2年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第15 議案第66号 令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第16 議案第67号 令和2年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第17 議案第68号 令和2年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第18 議案第69号 令和2年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第19 議案第70号 令和2年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について
- 第20 議案第71号 令和2年度むつ市水道事業会計決算
- 第21 議案第72号 令和2年度むつ市下水道事業会計利益剰余金の処分について
- 第22 議案第73号 令和2年度むつ市下水道事業会計決算
- 第23 報告第22号 令和2年度むつ市一般会計継続費精算報告書
- 第24 報告第23号 令和2年度むつ市健全化判断比率について
- 第25 報告第24号 令和2年度むつ市公営企業会計資金不足比率について
- 第26 報告第25号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第27 報告第26号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和3年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	川西	伸二
教育長	阿部	謙一	公営企業 管理業者	村田	尚
代監査委員	齊藤	秀人	選挙管理 委員会	畑中	政勝
農委委員	坂本	正一	総務部長	吉田	真
総務部長	千代谷	賀士子	企画政策 部長	松谷	勇
財務部長	吉田	和久	民生部長	杉澤	一徳
福祉部長 健康推進	藤島	純	健康推進 部長	中村	智郎
健康推進 部長	木村	公子	子ども みどり skiffic office にり所	菅原	典子
経済部長	立花	一雄	もい長 esecoco 長	中里	敬
			都市整備 部長		

建設技術長	小笠原 洋 一	川内 舎長	木 下 尚 一 郎
大畑 舎長	伊 藤 大 治 郎	脇野 沢長	工 藤 和 彦
会管 理 計者	野 藤 賀 範	選挙 管理 局長	工 藤 淳 一
監査 委員 局長	伊 藤 泰 成	農委 事務 局長	成 田 司
教 育 部 長	角 本 力	上局 民生 道長 部長	中 村 久
総政 務 部 策 監 長	野 坂 武 史	企政 策 進 部 推 進 課 長	小 田 晃 廣
子み 政 推 進 課 長	澁 田 剛	教委 事務 進 員 局長	鷺 岳 彰 丸
総総 務 主 幹	葛 西 信 弘	健 推 進 課 長	青 山 諭
教委 事務 課 長	工 藤 大 介	総 務 主 幹	畑 中 佳 奈

事務局職員出席者

事務局 長	佐 藤 孝 悦	次 長	中 野 敬 三
総括 主 幹	櫻 田 誠	主任 主 査	井 田 周 作
主 任	浜 端 快		

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（大瀧次男） ただいまからむつ市議会第249回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条第1項に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配信しております名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日市長から、公害対策に関する経過報告、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する経過報告、交通問題対策に関する経過報告、工事請負契約に係る入札結果資料が提出されておりますので、お手元に配信しております。

次に、全国市議会議長会等の会議結果につきましては、お手元に配信の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、本日この後、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について及び（仮称）むつ市防災食育センター建設事業について並びにむつ市協野沢水産物処理加工施設の今後の対応方針について市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大瀧次男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、8番山本留義議員及び13番白井二郎議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から10月22日までの25日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から10月22日までの25日間と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。

8月24日以降における新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、ご報告いたします。

はじめに、むつ市内における新型コロナウイルス感染者の発生状況についてご報告いたします。

むつ市の感染状況について、8月はクラスター

の発生に加え、複数の感染系統が確認され、一時、感染者が漸増し医療提供体制に負荷が蓄積する、ステージ2の段階にありましたが、以後関連する感染者は確認されておらず、これらの感染系統は全て終息しております。

また、9月には散発的に感染者が確認されておりますが、今日現在、医療提供体制に特段の支障がない、ステージ1の状況であると認識しております。

しかし、変異株による感染の懸念、ワクチンを2回接種した後のブレイクスルー感染等、未だに、感染拡大を警戒する局面は続いておりますので、市民の皆様におかれましては、感染防止対策に留意し、日々の生活を送っていただきたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種計画（プロジェクトG）の進捗状況についてご報告いたします。

まず、新型コロナウイルスワクチンの大規模接種の実施状況について、ご報告いたします。

12歳以上64歳以下の皆様を対象に、「しもきた克雪ドーム」で実施しました大規模接種では、2万6,709回の接種が行われ、1万3,301人の方々が2回の接種を終えました。

これにより、むつ市全体の接種率は86.5%となり、ワクチンの接種を当初から希望する方への接種は完了しました。また、政府が掲げる10月から11月までのワクチン接種の完了という目標を、当市はいち早く達成できたことをご報告申し上げます。

また、このワクチンの大規模接種では、市民の皆様のご協力により、スムーズに接種が進んだほか、アナフィラキシーショック等、会場で重大な副反応を示した方もなく、滞りなく終わることができました。

今回ご協力いただきました医療従事者の皆様を

はじめ、関係する全ての皆様に改めて感謝を申し上げます。

次に、今後のワクチン接種体制についてお知らせいたします。

今後、接種を希望する方につきましては、10月4日以降、毎週月曜日及び木曜日にむつ総合病院で個別接種を実施いたします。

予約方法につきましては、本日までにはむつ市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターで受付いたしますが、9月29日以降はむつ総合病院での受付となります。

次に、経済対策及び雇用対策についてご報告いたします。

まず、本年4月28日開会の第162回臨時会で御議決いただきましたむつ市経済対策16事業のうち、感染状況及びワクチンの接種状況を踏まえ、来月以降に開始する事業についてであります。

はじめに、コロナ禍により大きな影響が生じている外食需要の喚起を図ることを目的とした「プレミアム付飲食券事業」についてであります。申込期限の9月13日までに発行予定数1万5,000セットに対し、約1万3,000セットの申込みをいただいております。10月2日から飲食券の引換販売と同時にご利用が可能となります。市内約140店舗の登録飲食店で、来年1月31日までご利用できます。

次に、市民の皆様はじめ県内にお住まいの方を対象とした「宿泊業消費喚起事業（G○G○むつ宿泊応援キャンペーン）」についてであります。キャンペーンの開始を10月15日宿泊分からとし、10月8日から予約受付を開始いたします。対象となる市内宿泊施設で、1泊当たり最大5,500円の割引と2,000円分の市内共通商品券が贈呈されます。

次に、「むつ市のうまい生産者応援キャンペーン事業」についてであります。市内で1回当た

り3,000円以上の買い物、飲食、サービス等の提供を受けた際に、レシートを添付して応募いただくと、抽選により「むつ市のうまい特産品」が当たるキャンペーン事業であります。キャンペーン期間は11月中の1か月間を予定しております。

次に、本日、補正予算案としてご審議いただくこととしております「プレミアム付商品券事業」についてであります。1万円で1万2,000円分のご利用ができるプレミアム率20%の商品券を5万5,000セット販売したいと考えております。なお、この商品券は、中小規模の店舗のみで利用できるものと大規模店舗でも利用できるものをセットで販売することを予定しており、来年1月からのご利用ができるように本日補正予算を提案させていただくものであります。

以上、来月以降に開始する経済対策事業のご報告となりますが、市民の皆様には市のホームページ、広報むつ、FMアジュール、ユーチューブチャンネル及び各種SNSを活用して詳細を広報してまいりますのでご了承いただきたいと存じます。

市といたしましては、ワクチン接種を希望された市民の皆様への接種が完了したことから、経済対策に軸足を移し、切れ目のない消費喚起事業を展開し、落ち込んだ地域経済の回復を図るとともに、市民の皆様の日々の生活と雇用を守ってまいりたいと考えております。

次に、公共施設の閉鎖についてご報告いたします。

感染拡大防止の観点から、市民の皆様のお安全と健康を最優先に考え、観光・レクリエーション施設、スポーツ施設、集会施設など、60施設について、8月27日から9月12日まで閉鎖いたしました。

その後、県内、市内及び下北郡内の感染状況のほか、市民のワクチン接種状況に鑑み、閉鎖した60施設のうち、他地域との交流、不特定多数の利

用が想定される観光施設を中心に26施設については、9月30日まで閉鎖期間を延長しております。

その他の34施設につきましては、当初の予定どおり9月12日をもって閉鎖を解除いたしました。

なお、施設の利用に当たっては、市内及び下北郡内に在住の方とさせていただいているところであります。

次に、宿泊療養施設の運営についてご報告いたします。

むつ総合病院敷地内の施設を活用した宿泊療養施設につきましては、8月30日に最初の療養者を受け入れて以来、本日まで合計10人の療養を終了しております。

当該施設の運営につきましては、下北医師会及びむつ総合病院の協力の下、適切に運営されており、むつ下北地域の医療体制の充実に大きく寄与しております。

次に、市内の小中学校における学校活動についてご報告いたします。

8月に入り、県内における1週間の新規感染者数はステージ4相当となり、かつてない規模で感染が拡大していたことから、教育委員会では8月27日から9月12日までの期間において、教職員以外と接する可能性のある校外活動等を自粛すること、また、部活動については活動時間を1時間程度として実施することといたしました。

部活動等の対応につきましては、原則として県に準じた対応としておりますが、その実施に当たっては、むつ市内においては市中感染が見られている状況にないこと、部活動は同一集団で行われていること、保護者にはむつ下北地域以外への外出自粛要請を行い、児童生徒には体温管理の徹底等の水際対策を強化していること等から、市独自の対応としております。

次に、9月13日からの対応につきましては、むつ下北地域の新規感染者数が、ステージ1以下で

あると判断される一方で、青森県内での感染者数は依然として高止まりしていること等から、むつ下北地域以外の方と接する可能性のある校外活動等を自粛すること、また、部活動については通常どおりの活動とするものの、むつ下北地域以外との対外試合及び合宿について引き続き禁止することといたしました。

なお、スポーツ少年団及び各競技団体等に対しましては、以上の内容に準じた形で対応するよう要請いたしました。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についてご報告させていただきます。

今後も、国及び青森県の方針等に基づき、市民の皆様との安全と健康、そして日々の生活を守るため、これまで以上にきめ細やかな対策を講じてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、(仮称)むつ市防災食育センター建設事業の進捗状況についてご報告いたします。

防災食育センターとは、平時には学校給食施設としての機能と食育推進機能を、災害時には防災活動の拠点としての機能を兼ね備えた施設です。

現在、市内の小中学校において給食を提供しているのは、センター方式が3か所、校舎に給食室のある自校式が9校となっておりますが、最も古い施設では40年以上が経過するなど、全体的に老朽化が進んでおります。

一方で、近年大雨や地震をはじめとした様々な自然災害が身近な危機となっており、そのような自然災害等に対応した施設が求められている状況にあります。

こうした中、市で建設を予定しております(仮称)むつ市防災食育センターにつきましては、平時には学校給食の調理・配送のほか、市民の皆様への防災教育・啓発・訓練、また、食育に関する学習・実践の場として活用されるとともに、食料備蓄機能を備え、災害時には避難所等への応急給

食の調理・配送及びボランティア活動の拠点として機能する施設です。

当センターの建設につきましては、当初、むつマエダアリーナ南側への建設を考えておりましたが、令和2年度に策定された基本計画において、海のそばであることから外部環境の影響による調理機器等の腐食、また、そ族・昆虫等の発生が指摘され、結果として旧関根中学校跡地が適地であると示されました。

この結果を踏まえ、災害時に対応できる場所であるか、搬送にも支障が無い場所であるか、提供する給食数に対し適正な施設規模の建設が可能な敷地面積を有しているか等、様々な観点から検討いたしました結果、同地を建設地として決定し、現在、施設の概略について設計するための基本設計の策定に向けて準備しております。

次に、建設する施設の概要といたしましては、1階部分は調理部門に必要とされるスペースを確保し、2階部分には、平常時には食育につながる見学スペース等として活用し、また、災害時には防災拠点施設としても活用できるスペースを設け、建物全体の床面積が2,200平方メートルから2,500平方メートル程度となる2階建ての建物を考えております。

また、当該敷地は十分な広さがあり、災害時には一時避難場所としても利用できますことから、避難者への炊き出し等にも活用できるものと考えております。

次に、提供する食数といたしましては、基本計画策定時は、川内中学校に隣接しております西通学校給食センターにおいて調理している川内地区、脇野沢地区を除いたむつ地区、大畑地区の全ての学校給食を最大で4,200食と試算しておりましたが、今後の児童生徒数の推移について再検討した結果、築年数がそれほど経過していない第三田名部小学校及び大平中学校を自校式として継続

し、大湊小学校及び大湊中学校を給食提供数に余裕がある西通学校給食センターに組み込む形とすることで3,500食の提供となり、施設規模を縮小することが可能となりました。

なお、これらの自校式を継続する小中学校につきましては、児童生徒数の推移を見守りながら、必要な時点で当センターに集約していく予定としております。

また、災害時においては、市内各所にある避難所への避難者9,000人が1日1食として3日分の応急給食を提供できる体制が可能な施設となることを想定しております。

次に、事業費について、現在の給食施設を継続して使用した場合、既存施設の維持のため改修が必要となり、最大で41億円が見込まれますが、当センターを建設することにより、維持経費が軽減できるだけでなく、現在独自で行っている材料の発注の集約化が進み、材料費等も軽減できることから、保護者が負担している給食費についても、軽減及び平準化されることが期待できるとともに、将来的な給食費無償化の第一歩となる取組と考えております。

これにより、概算事業費につきましては、建物本体の工事費のほか、配送する学校の搬入口の改修や給食運搬車の整備、調理用備品の購入費等も含め、総額で22億円から26億円程度となる見込みとなっておりますが、詳細な数字につきましては、令和4年度中の策定を予定している実施設計にてお示しできるものと考えております。

なお、見込まれる財源といたしましては、実施設計及び工事費について、防衛省の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用して進める予定としております。

次に、供用までのスケジュールといたしましては、これまで場所や食数の検討に時間を要したことから、今年度は基本設計のみを実施し、令和4

年度に詳細な設計となる実施設計、令和5年夏頃からの工事開始を予定しており、令和6年度中の竣工、令和7年4月からの供用開始を目指しております。

以上、(仮称)むつ市防災食育センター建設事業の推進につきましては、教育面、防災面においても必要不可欠なものであると認識しておりますので、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

次に、むつ市脇野沢水産物処理加工施設の今後の対応方針についてご報告いたします。

この報告は、むつ市議会第248回定例会において、斉藤孝昭議員より当該施設の制度上の問題点や財産管理の適正さについてご指摘を受けたことを踏まえ調査をし、その結果について対処方針を定めたものであります。

同定例会において対処方針を定めた後に議会に報告することとしており、本日のご報告となりました。

はじめに、むつ市脇野沢水産物処理加工施設は、地方自治法第244条第1項で規定する「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」、いわゆる「公の施設」に該当させることが適切であると考えておりますことから、同法第244条の2第1項に基づき、条例でその管理を行う必要があります。

現時点では、この条例が未制定であり、むつ市脇野沢水産物処理加工施設規則に基づく管理を行っておりますので、この状態を改善するため、今年度中のできるだけ早い時期に条例案を作成し、議会に上程させていただきますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

新たな条例では、地域から従業員を雇用して地域の水産物を処理加工する事業者、公募等の公正な手続きを経た上で施設使用の許可をすることを想定しております。

この手続きが整うまでの間は、現在の事業者

施設運営を継続させることといたします。

設置条例がないことにつきましては、市町村合併時の法令解釈の誤りに起因し、それをこの16年間運用し続けてきた市側の責任と判断しております。

設置条例がないことを理由に施設運営を停止させることは、一方的な不利益を事業者のみに押し付け、著しく信義にもとる結果となり、むつ市政のあり方としてふさわしくないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

今回、本来は条例で管理しなければならない施設が、規則で管理されていた事案が確認されたことを踏まえ、現在、むつ市が保有する「公の施設」について総点検を行いました。

今日現在、むつ市は、153の公の施設がありますが、同加工施設以外の公の施設は全て条例において適正に管理されていることを確認しております。

まとめといたしましては、まず第一に、市の保有する施設については、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するためのものであって、特定の人や事業者のためのものではありません。そのような疑問を抱かれるような管理運営がなされること自体があってはならないことです。

第二に、どのような経緯があろうとも法律による行政の原理は私たち市役所の行動の大原則であって、そのことがゆがめられることもあってはならないことです。

これら二つについては、常に調査され、検証され、改善される組織的な対応が必要となっていることが、組織のガバナンスという観点から求められていることも言うまでもないことです。

こうした視点に立てば、同加工処理施設の現在の運営事業者は、他に引き受け手のない中で、長年にわたり地域の産業と雇用に貢献している事実があります。

そして、今回の事案は、あくまでも合併時の引継ぎ時点での法令解釈の誤りに起因するものであって、その検証をできなかった、当市の法令に関する規範意識の甘さに端を発したものです。

今後は、このようなことのないよう、私たちむつ市政は、前例よりも法令、引継ぎよりも法令、国や県への問い合わせ結果よりも法令を大原則として運営できるよう、改めて、様々な研修機会等を通じて徹底してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これより質疑を行います。

質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についての報告に対し、質疑ありませんか。20番 浅利竹二郎議員。

○20番（浅利竹二郎） 新型コロナウイルス感染症に関連して3点お伺いします。

1点目ですが、9月26日のユーチューブで「#196プロジェクトG完了86.5%達成！最後の接種者はむつ市長」を見させていただきました。一連のコロナワクチン接種で特筆すべきことは、速やかに体制を整え、接種完了日を9月26日と定め、それを成し遂げた確かな行政力と職員たちの覚悟にあると思います。一丸となって協力をいただいた医療関係者の皆さん、そして職員の皆さんに対し、改めて深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

その上で、ワクチン接種関連では、膨大なマンパワーを要したと思いますが、通常業務にそごが生じていないかお伺いいたします。

2点目、優先接種枠も画面に表示されておりましたけれども、むつ市・風間浦村豪雨災害時に大活躍した消防団員は優先接種枠から漏れておりました。想定外の災害が多発し、出動の機会も増えることが予想される消防団員に対しても、今後優先接種枠を取り入れるべきと考えますが、お伺いいたします。

3点目、新聞報道等によれば、高齢者を中心に、2回接種したにもかかわらず感染したとするブレイクスルー感染が指摘され、政府は3回目の追加接種を考えているようであります。

そこで、通常秋から冬にかけて行うインフルエンザワクチン接種と3回目コロナワクチン接種の競合が懸念されますが、どのように対応するのかお伺いいたします。

以上、3点お伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、今回のワクチン接種と通常業務との関係であります。通常業務に支障を来しているという事実はございません。

それから、消防団も優先接種の対象にすべきでなかったということについては、まさにそのとおりだと思いますが、今回はワクチンが限られている中で、疫学的に優先的にやるべき方々を対象として優先接種をさせていただいております。例えば小学校の先生方や幼稚園の保育士さん方ということ優先接種にしました。結果として、今の全国の様子を見ますと、そういったところから感染が拡大しているという事実がありますので、むつ市の優先順位のつけ方というのは適切であったというふうに思います。

今後3回目があると思うのですが、3回目は恐らく優先順位とかなんとかということはなく、1回ですから、一斉に打ち終わると、ワクチンさえ来ればということだと考えています。

それから、今後のインフルエンザと3回目の接種ということですが、3回目の接種については既に国から連絡が来ておまして、医療従事者が1番スタートになるのですが、12月以降ということになっています。したがって、インフルエンザとの接種の競合は現時点では想定されておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

それでは、1点目と3点目につきましては、いろいろ市の職員の方、そして医療関係、従事者の方も、いろんな方々の協力に基づいて行われたことだと思いますので、また今後ともそういう場面が当然あるということをご予想しまして、今まで以上に一致協力して頑張ってもらいたいと思います。

2点目の消防団の優先枠につきましては、これはその他優先枠でやりたい職種の人もいっぱいあると思いますけれども、今回特に風間浦村との境のところの延寿園ですか、あそこに水の袋を手渡ししたとか、そういうところのいろいろな場面がありましたので。これは、消防団長の山形さんという人がいるのですけれども、この人からも、「いやあ、ぜひお願いします」なんて言われているものですから、ぜひそれを取り入れてもらうようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についての報告に対する質疑を終わります。

次に、（仮称）むつ市防災食育センター建設事業についての報告に対し、質疑ありませんか。14番濱田栄子議員。

○14番（濱田栄子） （仮称）防災食育センターについて質疑いたします。

まず、センターの集約ということで、自校式の場合が第三田名部小学校と大平小学校ですか、あと大湊小学校、川内、脇野沢はそちらのセンターで、そのほか3,500食をこの（仮称）防災食育センターで賄うということですが、大きくつくるといことは、コストの面では確かに縮小に

なります。それぞれを維持すると言えは41億円、1つにしていくとすれば22億円から26億円という先ほど報告がありましたけれども、そのコスト面としては分かります。ただ、これからは様々な、かつてもちょっと出ましたけれども、異物の混入とか感染症の発生とか、そういったとき、リスクが大きくなると思うのですけれども、そういったことについては話し合はされたのでしょうか、お聞きします。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。

小中学校の給食に関しましては、平成21年度に学校給食法が改正されまして、新たな衛生管理基準というものが法に位置づけられております。これに基づいて作業を進めれば、例えば汚染作業区域と非汚染作業区域を区別させたりとか、ドライな環境、これは水で床がぬれないとか、そういう対応もしてまいりますので、そういった点で異物の混入とかそういうものも防ぐような対応にする予定となっております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） 衛生管理はしっかりしているということですが、もちろんその全ての中でそういうことも今まで行われてきていると思うのです。施設の老朽化としては別ですが、ただ、関わるものが人ですので、やっぱり1つのリスクは、必ず大きくなればリスクは大きくなると思いますので、その部分をしっかりともう一度研さんしていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で、（仮称）むつ市防災食育センター建設事業についての報告に対する質疑を終わります。

次に、むつ市脇野沢水産物処理加工施設の今後の対応方針についての報告に対し、質疑ありませんか。7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 質疑の前に、前回の私の一般質問のときに市長の答弁では、今後の方針ではなくて調査の結果を報告すると言っていました、残念ながら今日は今後の方針のみでしたので、調査の内容について多少質疑させていただきます。

まず、法令の解釈を誤り16年間運用し続けたことは行政のPDCA活動や法令遵守が行われなかったということ間違いのないのか。

2つ目、「設置条例がないことを理由に施設運営を停止させることは、一方的な不利益を事業者のみに押し付け、著しく信義にもとる結果となる」と市長話されましたが、私もそのとおりだと思っています。しかし、契約団体である企業組合水産加工センターわきのさわが平成28年に解散していること、そして契約していない業者が引き続き施設使用を続けている背景と理由について説明をお願いします。

3点目、事業報告は毎年度提出する契約となっているはずですが、今存在しない企業組合水産加工センターわきのさわが昨年度まで事業報告をしているのはなぜなのでしょう。今年度も存在しないこの団体から報告を受ける予定なのか、お答えをお願いします。

4番目、調査の方法についてです。今後の対応方針は先ほど市長がおっしゃっていただきましたが、なぜ、どのように、どうして、いつ、誰が、どうしたのかが全然分かりません。再発防止は現状把握がしっかり行われ、それに基づく問題点の抽出、そしてその対策と行動を実践することが必要と私は考えています。調査はどのように行われ、市長へどのように報告されたのかお知らせください。

一連の調査結果を議会に報告または提出する必

要があると思いますが、併せてお答え願います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

聞いている方々にすごく誤解のあるような今のお尋ねだったと思うのですが、我々はしっかり調査をして、その結果を踏まえて今回皆さんに対して今後の方針について報告を申し上げているということはまずもって申し上げたいというふうに思っています。

質問の1点目ですが、16年間法令に誤りがあるまま運営をし続けたことが行政のPDCAの活動や法令遵守が行われなかったということなのかと言われれば、まさにそのとおりだというふうに思っています。ですから、そのご指摘については甘んじて批判を受けたいというふうに思います。

ただ、今回の法令の誤りについては、16年間議会からのチェックからも漏れていて、そして監査委員からのチェックからも漏れていたということでもありますので、本件の事案については、私自身も含めて市政全般として反省すべきことなのではないかというふうに私自身は捉えております。

続きまして、契約団体である企業組合水産加工センターわきのさわというのが平成28年に解散していて、契約していない業者が引き続き施設使用を続けていることについてということですが、実態のない会社が運営しているということではなくて、確かに企業組合というのは解散しているようですが、今現在使用している団体は、そのままの名前で我々の施設を利用しているということであり、何かとんでもないことをしているというわけではなくて、水産物の加工処理という事業を地元の雇用をしながらしているということでもありますので、その点については理解をいただきたいと考えております。

また、3点目ですけれども、存在しない企業組

合水産加工センターわきのさわが昨年度まで事業報告をしているのはなぜかということと、それから今年度も存在しないこの団体から報告を受けるのかということですが、繰り返しになりますけれども、解散した法人と同名の任意団体から実績報告を受けるということで考えています。その名称を使用してはいけないということについては、まさにそのとおりでありますので、名前についてはしっかりと考えてほしいということは今後指導していくということだと思っています。

最後4点目ですが、これまでの調査の方法ということなのですけれども、施設を所管する部署がまず調査に当たりました。生産者支援課が調査に当たっています。当該施設に関する合併前からの資料、脇野沢村時代からの資料、関係書類を当たり、委託契約書類や実績報告書等を確認させていただいたほか、当該団体への事情の聴取、それから法的に問題がなかったか、あるいはあったのかということについて、むつ市の顧問弁護士への照会等を行い、その後その担当部署から私のほうへの報告、協議を行い、今回の行政報告に至っております。

また、これに加え、同様の事案がなかったかということについては、全庁的に公の施設を所管する各部署への照会を行い、法的なチェックを行って今日の報告に至っているということでご理解いただきたいと思います。

今後報告書が必要かどうかということについては、私たちとしては求められれば当然作成をし、その提出をするという準備はできておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（齊藤孝昭） 今ほど市長から、16年間監査も議会もチェックする手だてがなかったと、場所がなかった、場面がなかったということでしたが、まずは16年前の合併のときに、私からの

行政に対する質疑がされています。そのときの答えは、詳しく覚えていませんが、何ら問題ないという答えだったというふうに記憶しております。

次、脇野沢に行政主導した不法投棄が発生した場合、この事業者も多少関係した件でどういことですかという指摘をさせていただきましたが、ホタテの貝殻は仮に置いてるだけで、事業には不備はないという答えでありました。その加工センターに、違う場面ですよ、行政の負担で井戸を掘ったときがあります。そのときも、なぜという質疑をしましたが、そのときもなぜか普通に答弁しております。

最後、その加工センターが建っている場所が県の所有物でありまして、その借地に関する問題を質疑または疑問点として取り上げましたが、そのときも行政側は何も不備はないというふうなことで処理をしております。

市長は先ほど16年間チェックする場面がなかったというふうな話をしましたが、今ほど述べたように、私はその都度疑問が多いという指摘をしておりますが、皆さんはそれを簡単に解釈したのか、何をどうしたのか分かりませんが、何もしてこなかったということは事実であります。いかにも私がこの事業者または事業に対する何かをしようというふうになっているように市長は答えましたが、そんなことはありません。間違っていることを間違っているのではないかと指摘した際に、皆さんはスルーしたのです。それを何か分からないですけども、やっと16年かかって、このタイミングで表舞台に出してこられた。何で直さなかったということを今まで知らんぷりしてきていながら、ここに来て、まだ正確な情報または報告をしない。それは、私は本当に疑問に思います。市長、教えてください。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） それは、ご指摘は全く私は

違うと思っています。私が今、16年間法令の解釈を誤り運用し続けてきたというふうに指摘したのは、これはあくまで条例でやらなければいけなかったことを規則でやっていたという点についてであって、その部分については率直に反省し、これから直していきますというふうに伝えていて、今議員からご指摘があったのは、その他のある意味施設側の運営の話であって、それはそれぞれの場面でしっかりお答えをしているというふうに認識をしております。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（齊藤孝昭） ほかにも合併してからいろんな事案がありました。なぜかこの件だけは解決できなくて、うやむやにされてきたのです。6月定例会の一般質問でも話をしましたが、企業組合水産加工センターわきのさわを運営している会社が民事再生法を申請したことがきっかけで、やっと表舞台に出してもらって、やっと市長がこうやって対応してくれることになったのです。繰り返しますけれども、何回も本当に大丈夫かというふうな話をし続けたのにもかかわらず、全然対応しなくて、ここに来て、そのきっかけを、16年たってからです、やっと私つかんだのです。なので、直しましょうと。市長は、今後の対応方針で当然直すと、制度に基づいてということを書いてくれたので、私は市長に感謝します。

何でこんなことに一生懸命になるかという、やっぱり行政の行政運営または行政行動は、住民の皆さんの信頼関係の上に成り立っているからです。一生懸命やっても、何か分からないけれども、分からないところで何かが進みたいなのが行政ではあってはならないというふうに思っているからです。この一例を参考に、当然市長も壇上で言ってくれましたが、正すという話をしてくれたので、ぜひそういうふうになってもらうためのきっかけにさせていただきたいとい

うふうに思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

公の施設の管理ということについては、特定の人、特定の業者がその利益のために使っているということはあり得ないことですし、またそういうふうな見方をされるような運営の仕方をするということもあってはならないことだということは繰り返しお伝えをしたいというふうに思っています。

16年間という言い方をさせていただきましたが、結果として外形上、漁協の近くにある加工施設で漁協からの、特にホタテだと思いますけれども、ホタテの加工処理をしていて、結果としてその地域の雇用にもつながっているというようなその中であっては、なかなかチェック機能がうまく働かなかったという部分も、これはあると思います。何か私たち自身が当該事業者を特別扱いしているとか、議会でも私自身がフォローしなければいけない立場にあるかということ、別にそんなことはなくて、そういうことは決してなくて、あらゆる事業者、あらゆる市民の皆様は、平等に公共の施設を差別されることなく利用する、また逆に言う権利があると。そういう両方、我々がしっかり法的に公の施設を管理しなければいけないという要素と、それから利用する側も法的に利用する権利があるというところのバランスをしっかりと考えていかなければいけないのだろうというふうに思っています。

過去はもうさておき、今後は条例をしっかりとつくって、誰から見ても公平公正な観点から当該施設が利用されるという状況になるわけですから、仮にその他の事業者がここを使いたいというような話があれば、それは競合するというので、しっかりとした形でどっちが使うのかということ議論されるというふうに思いますし、一方で当

該事業者のみがやはり使用したいということであれば、そのまま利用するというのもあろうかと思いますが、いずれにいたしましても、ご指摘のあったとおり、公の施設が特定の人や事業者のために使われるということがないように、あるいはそういうふうな疑念を持たれないように、これからしっかりと運営していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第4 議案上程、提案理由説明、 質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 議案第55号 令和3年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） ただいま上程されました議案第55号 令和3年度むつ市一般会計補正予算について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げます、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、1億7,482万4,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、404億2,069万1,000円となります。

まず、歳出についてであります。総務費には、下北半島と青森市を結ぶ離島航路の運航維持に伴う補助金を増額しております。

商工費には、新型コロナウイルス感染症の影響を受け低迷する市内経済に対し、個人消費を喚起し、経済活動の活性化を図るため、1万円分1万2,000円分のサービスが受けられる商品券を発行

するプレミアム付商品券事業費を計上しております。本事業は、市内全ての店舗等で使用できる「共通券」と、中小規模の店舗で使用できる「中小店専用券」を組み合わせ販売するものであります。

次に、歳入についてであります。県支出金には歳出との関連において補助見込額を計上しておりますほか、繰入金では補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩しております。

以上をもちまして、上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案については、この後質疑、討論、採決を行います。

ここで議事整理のため、午前11時20分まで暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第55号 令和3年度むつ市一般会計補正予算に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

14番濱田栄子議員。

○14番（濱田栄子） 商工費のプレミアム付商品券事業についてお聞きいたします。

利用可能期間としては、1月からとありますが、一般の方がお金が必要な年末を入れなかったのはなぜでしょうか。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

年末に商品券が使えないのはなぜかということではありますが、年末につきましては、先ほどおっしゃられたとおり消費が大きい、そもそも消費が大きくなる時期に当たります。そしてまた、商工団体ですとか店舗のほうにおかれましては、年末大売出しとか年末セールということを実施されておまして、消費喚起が事業者のほうでもされているという部分があります。それに比べて、1月、2月につきましては、この消費のほうが落ち込むということが予想されるわけでございまして、この落ち込みの部分について消費喚起を図ることで効果的な事業が展開できるのかなということと設定をしております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） 年末は、今部長おっしゃったように、確かに消費喚起はされますけれども、これはやはり年末はどうしてもお金が必要だと。でも次の1月に使う分ですと、ゆとりのある方でないと、やっぱりこの商品券を買えないというのが現状です。そういう観点も一つ持っていただきたいなと思います。

これは、もう決定ということなのでしょう。例えば年末を少し繰り入れるということではできないのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） ちょっと政策についての説明が不足していたのかもしれませんが、このプレミアム付商品券の事業というのは、これはマクロ経済政策の事業です。つまり消費を喚起することが目的の事業です。したがって、12月というのは基本的に消費が多い時期ですので、私たちがプレミアム付商品券を配付しなくても、すぐ消費が多い時期。ところが、12月を過ぎて1月になりますと、消費が冷え込む時期になります。これは、もう私たちの経済統計から明らかで、そのと

きに消費を喚起するためにプレミアム付商品券を発行して、市内で消費をたくさん起こして経済活動をしてもらって景気を回復するというような事業ですので、まずその点については理解をいただきたいと思います。

ゆとりのある人しか買えないという論点については、それは12月であっても1月であっても、もしそういう論点があるならば、一緒のことだというふうに私としては理解をしていますが、今回のこの商品券については5万5,000セットということとありますので、各ご家庭に、各ご家庭というか、一人一人が1セット購入できるような形で考えていることも改めてお伝えをしたいと考えてございます。

お尋ねのありました12月にできないかという点ですが、今から準備しても最短でも1月のスタートになるということで、今回の先議をさせていただいて、1月にスタートできるように準備をしているということをご報告申し上げたいと存じます。

以上です。

○議長（大瀧次男） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第55号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5～日程第27 議案一括上程、 提案理由説明

○議長（大瀧次男） 次は、日程第5 議案第56号 むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例から日程第27 報告第26号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの23件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） ただいま上程されました18議案5報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第56号、議案第60号及び議案第61号についてであります。これら3議案は、過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴うものであります。

まず、議案第61号 むつ市過疎地域持続的発展計画についてであります。本案は、引き続き過疎地域とみなされる旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村の3地域における振興発展の指針とするため、昨年度までのむつ市過疎地域自立促進計画に替わるむつ市過疎地域持続的発展計画を策定するものであります。

次に、議案第56号 むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例につい

ては、当該計画に記載された産業振興促進区域における課税免除について定めるためのものであり、議案第60号 むつ市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例については、旧計画で積み立てた基金の活用を図るため、基金の名称を変更するほか、所要の条文整備をするためのものがあります。

次に、議案第57号 むつ市犯罪被害者等支援条例についてであります。本案は、市民が安心して暮らすことができる社会の形成を推進するため、犯罪被害者等に対する支援について、基本理念及び基本となる事項を定めるものであります。

次に、議案第58号 特別災害による被害者に対する介護保険料減免の特別措置に関する条例についてであります。本案は、災害救助法が適用された災害等における被害者に対する介護保険料の減免について、必要な事項を定めるためのものがあります。

次に、議案第59号 むつ市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、青森県から委託を受けた新型コロナウイルス感染症の患者に係る宿泊療養施設の運営に当たり、当該施設内において作業に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給するためのものがあります。

次に、議案第62号 令和3年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、2億7,520万4,000円の減額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、401億4,548万7,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。総務費では、むつ下北未来創生キャンパス整備事業費を減額しておりますほか、財政調整基金積立金を増額しております。

民生費には、防災・減災対策に必要な設備の整備を行う事業者に交付する地域介護・福祉空間整

備補助金、なかよし会及び保育園等における衛生用品及び備品の整備を支援するための新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業費を計上しております。

教育費には、成人式開催事業費を増額しておりますほか、市内小中学校におけるマスク等の衛生用品を整備するため、学校保健特別対策事業費を計上しております。

諸支出金には、むつりハピリテーション病院の令和2年度決算に係る赤字額を補填するため、一部事務組合下北医療センター負担金を増額しております。

次に、歳入の主なものについてであります。国・県支出金には歳出との関連において補助見込額を計上しておりますほか、社会資本整備総合交付金の減額に伴い財源更正をしております。また、繰越金には、前年度決算剰余金を計上しております。

なお、債務負担行為についてであります。関根・大畑地区の放課後児童健全育成事業につきまして、来年度以降2年間の業務を委託するため、限度額を5,887万4,000円とした債務負担行為の追加をしております。

次に、議案第63号 令和3年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。本案は、介護給付費負担金等の精算により国及び県への返還金が生じたことに伴う1億2,430万9,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、68億2,039万1,000円となります。

次に、議案第64号 令和2年度むつ市一般会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は463億9,879万7,288円で、これに対する歳出総額は460億1,793万1,212円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支では3億3,762万7,793円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額を翌年度に繰り越す

こととしております。

令和2年度の実質収支は、平成22年度から11年連続で黒字決算を維持することができました。また、財政調整基金の増額及び長期債繰上償還により実質単年度収支においても、5億9,246万2,581円の黒字決算となりました。

今後の見通しにつきましては、市独自の大規模接種事業等により全国平均を大きく超えて国内トップスピードで進むワクチン接種が将来の好材料となることが期待されるものの、感染力の強い変異株の感染拡大等、依然として新型コロナウイルス感染症による地域経済低迷の長期化が懸念される状況にあることから、市政史上例のない大きな黒字決算をもってしてもなお、先行きが見通せない状況であると認識しております。

このような状況の中、歳出においては扶助費の増加のほか、苦境にある市民生活を支える各種応援事業費や一般廃棄物処理施設建設事業に伴う下北地域広域行政事務組合負担金の繰出し等に多額の一般財源を要することになり、歳入においては、地域経済の縮減に伴う個人市民税の減収が見込まれることから、今後も予断を許さない財政運営を強いられることが予想されます。

こうした現下の状況を踏まえ、財政健全化に向けた取組を着実に実施し、歳入に見合った財政規模への転換を継続するとともに、新たな財源の獲得に努め、時宜に適した事務事業を見極めながら効果的かつ効率的な行政経営に取り組んでまいりますので、市民の皆様及び議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、議案第65号 令和2年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は58億2,689万8,542円で、これに対する歳出総額は56億9,363万6,714円となり、歳入歳出差引き1億3,326万1,828円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額を財

政調整基金に積立してしております。

次に、議案第66号 令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は6億1,818万20円で、これに対する歳出総額は6億646万6,720円となり、歳入歳出差引き1,171万3,300円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額を翌年度に繰り越すこととしております。

次に、議案第67号 令和2年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入歳出総額は、共に1億6,802万6,508円となっております。

次に、議案第68号 令和2年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は66億8,848万1,870円で、これに対する歳出総額は65億3,874万7,509円となり、歳入歳出差引き1億4,973万4,361円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額を介護保険財政調整基金に積立してしております。

次に、議案第69号 令和2年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入歳出総額は、共に1,392万8,380円となっております。

次に、議案第70号 令和2年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分についてであります。本案は、水道事業の当年度未処分利益剰余金1億7,755万325円のうち、当年度純利益4,600万6,662円を減債積立金に積み立て、残額1億3,154万3,663円を資本金に組み入れるためのものであります。

次に、議案第71号 令和2年度むつ市水道事業会計決算についてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出についてであります。水道事業収益は17億25万919円で、水道事業費用は15億8,924万8,500円となり、消費税及び地方消費税を除いた収支では、4,600万6,662円の純

利益を生じた決算となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。資本的収入額は企業債、一般会計負担金等で9億1,857万3,849円となり、資本的支出額は建設改良費及び企業債償還金で15億6,357万7,587円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6億4,500万3,738円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、議案第72号 令和2年度むつ市下水道事業会計利益剰余金の処分についてであります。本案は、下水道事業の当年度未処分利益剰余金4,976万2,454円について、その全額を減債積立金に積み立てるためのものであります。

次に、議案第73号 令和2年度むつ市下水道事業会計決算についてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出についてであります。下水道事業収益は12億1,701万442円で、下水道事業費用は11億6,078万8,135円となり、消費税及び地方消費税を除いた収支では、4,976万2,454円の純利益を生じた決算となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。資本的収入額は企業債、国庫補助金及び一般会計負担金等で9億4,919万6,700円となり、資本的支出額は建設改良費及び企業債償還金で11億5,386万5,546円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億466万8,846円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、報告第22号 令和2年度むつ市一般会計継続費精算報告書についてであります。これは、継続費が設定されたもののうち固定資産評価替え事業、重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業、むつ市総合アリーナ整備事業及び（仮称）田名部まちなか団地整備事業の継続年度がそれぞれ令和2年度において終了しましたので、報告するものであります。

次に、報告第23号 令和2年度むつ市健全化判

断比率について及び報告第24号 令和2年度むつ市公営企業会計資金不足比率についてであります。これらは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

次に、報告第25号についてであります。これは、昨年10月24日にウェルネスはらっぱる内エントランス広場で発生した自転車転倒事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任を頂いているところにより、専決処分したものであります。

次に、報告第26号についてであります。これは、令和3年度むつ市一般会計補正予算でありまして、去る8月9日に発生したむつ市・風間浦村豪雨災害からの復興及び復旧に対し即時的に必要なものとして、ふるさと納税寄附金、住宅応急修理事業費、災害援護資金貸付金、災害復旧事業費等について、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました18議案5報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決、ご認定及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明9月29日から10月1日までと10月4日から6日までは議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、明9月29日から10月1日までと10月4日から6日までは議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、10月2日及び3日は休日のため休会とし、10月7日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時42分 散会